

○榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則

令和7年8月7日

規則第19号（住）

（趣旨）

第1条 この規則は、榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例（令和2年榛東村条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（土壌基準）

第3条 条例第6条の土壌基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、当該土壌基準は、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

（国又は地方公共団体に準ずる団体）

第4条 条例第7条第1項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する会社
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区、同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合並びに同法第95条第1項の規定による認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地中間管理機構又は同法第3条に規定する資格を有する者
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により都道府県知事の認可を受けた者、同法第14条第1項の規定により設立された土地区画整理組合及び同法第51条の2第1項に規定する認可を受けた株式会社
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
- (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (6) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (7) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (8) 日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）に規定する日本下水道事

業団

(9) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、村長が地方公共団体に準ずる者として認可した者

2 前項第9号の規定の適用を受けようとする者は、地方公共団体に準ずる者の認定申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 土壌の汚染の防止を適確に行うことができることを証する書類

（法令等の規定に基づく土砂等による埋立て等）

第5条 条例第7条第1項第3号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。

(1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可を受けた採取計画

（同法第33条の5第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。）に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等

(2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けた採取計画

（同法第20条第1項又は第2項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、それらの変更を受けたもの。以下同じ。）に係る砂利採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該砂利採取場の区域における埋立て等

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条

第1項の認可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設における覆土又は覆土のために行う土砂等による埋立て等

（土砂等の搬入計画の届出を要しない土砂等による埋立て等）

第6条 条例第7条第1項第5号の規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等

(2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常の管理行為として行う土砂等による埋立て等

(3) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築のために行う土砂等による埋立て等

(4) 主として住宅の用に供する土地の開発のために行う土砂等による埋立て等

(土砂等の搬入計画の届出)

第7条 条例第7条第2項の届出書は、埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書(別記様式第2号)とする。

2 条例第7条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 埋立等区域の位置を示す図面
- (2) 埋立等区域の付近の見取図
- (3) 条例第7条第1項の規定による届出をしようとする者(以下「届出者」という。)が個人である場合にあっては、届出者の住民票の写し
- (4) 届出者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書及び法人の役員全員の住民票の写し
- (5) 埋立等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (6) 埋立等区域の計画平面図及び計画断面図
- (7) 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- (8) 2方向以上から撮影した埋立等区域の現況写真
- (9) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

第8条 削除

第9条 削除

(土砂等の搬入計画の変更の届出)

第10条 条例第9条第1項本文の規定による変更の届出をしようとする者は、小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書(別記様式第3号)に第7条第2項各号に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するものを添えて、村長に提出しなければならない。

2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 小規模埋立等事業者の期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)
- (2) 条例第7条第2項第6号の埋立等区域に搬入する土砂等の数量の変更(当該土砂等の数量を減少させるものに限る。)

3 条例第9条第2項の規定による届出は、小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 搬入計画の届出をした者の住所又は氏名の変更にあつては、住民票の写し
- (2) 法人の名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の氏名の変更にあつては、法人の登記事項証明書

4 条例第9条第3項の規定による届出は、小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 承継した者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類
ア 被相続人との続柄を証する書類

イ 承継した者の住民票の写し

ウ ア及びイに掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(2) 承継した者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

ア 合併契約書又は分割契約書

イ 法人の登記事項証明書

ウ 吸収合併又は吸収分割により事業の全部を承継した法人にあっては、現に行っている事業の概要を説明する書類

エ アからウまでに掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

第11条 削除

(土砂等の搬入の事前届出)

第12条 条例第10条第1項の規則で定める土砂等の数量は、5,000立方メートルとする。

2 条例第10条第1項の規定による届出は、土砂等搬入届出書（別記様式第4号）により行うものとする。

3 条例第10条第2項の規則で定める埋立等区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等が性状基準に適合していることを証する書面は、土砂等を排出する場所の管理者が発行する土砂等排出元証明書（別記様式第5号）によるものとする。

4 条例第10条第2項の規則で定める埋立等区域に搬入しようとする土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面は、搬入しようとする土砂等の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真、検体試料採取調書（別記様式第6号）並びに計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された者であつて、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第1号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。第20条第1項第2号において同じ。）が発行した土壌検査証明書（別記様式第7号。第20条第1項第1号において単に「土壌検査証明書」という。）とする。

5 前項の搬入しようとする土砂等の土壌検査は、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

6 条例第10条第2項第2号の規則で定める法令等は、次に掲げるものとする。

(1) 採石法

(2) 砂利採取法

7 条例第10条第2項第2号の規則で定める法令等の規定に基づき採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡し・譲渡証明書（別記様

式第8号)又はこれに準ずる書面とする。

(性状基準)

第13条 条例第10条第3項第2号の性状基準は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1上欄に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土(これらにセメント、石灰等を混合し、科学的安定処理をしたものを除く。)に該当する性状であるものとする。

(小規模埋立等事業の完了等の届出)

第14条 条例第11条第1項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書により行うものとする。

(1) 小規模埋立等事業を完了したとき 小規模埋立等事業完了届出書(別記様式第9号)

(2) 小規模埋立等事業を廃止し、又は休止したとき 小規模埋立等事業廃止(休止)届出書(別記様式第10号)

(3) 休止した小規模埋立等事業を再開しようとするとき 小規模埋立等事業再開届出書(別記様式第11号)

2 前項第1号及び第2号の届出書には、小規模埋立等事業区域の出来形に関する図面を添えなければならない。

第15条から第17条 削除

(埋立等区域内土壌検査)

第18条 搬入計画の届出をした者は、次に掲げる日から起算して6月を経過する日又は次に掲げる日から計算して埋立等区域に搬入した土砂等の数量が5,000立方メートルを超える日のいずれか早い日(以下「検査基準日」という。)をもつて、条例第16条第1項に規定する土壌検査(埋立等区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「埋立等区域内土壌検査」という。)を行う義務を負うものとする。

(1) 埋立等区域へ土砂等の搬入を開始した日

(2) 前回の検査基準日

2 搬入計画の届出をした者は、小規模埋立等事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき又は小規模埋立等事業の期間が満了したときは、前項の規定にかかわらず、それらの日をもつて、埋立等区域内土壌検査を行う義務を負うものとする。

3 埋立等区域内土壌検査のための試料は、村長の指定する職員の立会いの上、これを採取しなければならない。

4 埋立等区域内土壌検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 埋立等区域内土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、埋立等区域の

中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点4地点）の土壌について行うこと。

(2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取する地点において等量とし、採取後混合し、1つの試料とすること。

(3) 埋立等区域内土壌検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

（水質検査）

第19条 条例第16条第1項に規定する排出される水の検査（以下「水質検査」という。）については、前条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項中「土壌検査（埋立等区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「埋立等区域内土壌検査」という。）」とあるのは「排出される水の検査（以下この条において「水質検査」という。）」と、同条第2項及び第3項中「埋立等区域内土壌検査」とあるのは「水質検査」と読み替えるものとする。

2 水質検査は、前項の規定により読み替えて準用する前条第3項の規定により採取した試料について、それぞれ別表第2の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法によるものとする。

（埋立等区域内土壌検査及び水質検査の報告）

第20条 条例第16条第1項の規定による報告は、埋立等区域内土壌検査等報告書（別記様式第12号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

(1) 埋立等区域内土壌検査 当該埋立等区域内土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第18条第31項の規定により採取した試料の検体試料採取調書及び土壌検査証明書

(2) 水質検査 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第1項の規定により読み替えて準用する第18条第3項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び計量士が発行した水質検査証明書（別記様式第13号）

2 条例第16条第1項の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 第18条第1項の規定により行う埋立等区域内土壌検査又は前条第1項の規定により読み替えて準用する第18条第1項の規定により行う水質検査
第18条第1項各号に該当する日から1月を経過する日

(2) 第18条第2項の規定により行う埋立等区域内土壌検査又は前条第1項の規定により読み替えて準用する第18条第2項の規定により行う水質検査
村長の定める日
(書類の備置き等)

第21条 条例第17条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 第10条第4項に規定する小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書の写し
- (2) 第12条第2項に規定する土砂等搬入届出書及びその添付書類の写し
- (3) 前条第1項に規定する埋立等区域内土壌検査等報告書及びその添付書類の写し

第22条 削除
(改善命令等)

第23条 条例第19条の規定による改善の命令は、小規模埋立等事業改善命令書(別記様式第14号)により行うものとする。

第24条 削除
(措置命令等)

第25条 条例第21条各項の規定による措置の命令は、いずれも小規模埋立等事業措置命令書(別記様式第15号)により行うものとする。
(身分証明書)

第26条 条例23条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式第16号)によるものとする。

別記様式第1号(第4条関係)

別記様式第2号(第7条関係)

別記様式第3号(第10条関係)

別記様式第4号(第12条関係)

別記様式第5号(第12条関係)

別記様式第6号(第12条、第20条関係)

別記様式第7号(第12条、第20条関係)

別記様式第8号(第12条関係)

別記様式第9号(第14条関係)

別記様式第10号(第14条関係)

別記様式第11号(第14条関係)

別記様式第12号(第20条関係)

別記様式第13号(第20条関係)

別記様式第14号(第23条関係)

別記様式第15号（第25条関係）

別記様式第16号（規格6センチメートル×9センチメートル）（第26条関係）

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第40号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

この規則の施行の際現に榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例（令和2年榛東村条例第22号）第7条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けて行われている小規模特定事業については、当該許可を受けた期間が満了する日（この規則の施行の日後に期間の変更の許可を受けた場合は、その期間が満了する日）までの間は、改正前の榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定の適用を受けるものとする。

附 則（令和7年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第12条、第18条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102の55.2、55.3又は 55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102の38に定める方法 （日本産業規格K0102の38.1.1に定める 方法を除く）又は水質汚濁に係る環境基 準について（昭和46年環境庁告示第59 号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」 という。）付表1に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	排出基準を定める省令の規定に基づく環 境大臣が定める排出基準に係る検定方法 （昭和49年環境省告示第64号。以下「昭 和49年環境省告示第64号」という。）付 表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102 の31・1に定める方法のうちガスクロマ トグラフ法以外のもの（メチルジメトン にあつては、昭和49年環境庁告示第64号 付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき 0.05ミリグラム以下	日本産業規格K0102の65.2（日本産業規 格K0102の65.2.7を除く。）に定める方 法
ひ 砒素	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下（埋 立て等を行う場所の土地 利用目的が農用地（田に 限る。銅の項及び別表第 3備考第2号において同 じ。）である場合にあつ ては、検液一リットルに つき0.01ミリグラム以 下、かつ、試料1キログ ラムにつき15ミリグラム	検液中濃度に係るものにあつては日本産 業規格K0102の61に定める方法、農用地 に係るものにあつては農用地土壌汚染対 策地域の指定要件に係る ^ひ 砒素の量の検定 の方法を定める省令（昭和50年総理府令 第31号）第1条第3項及び第2条に規定す る方法

	未満)	
総水銀	検液1リットルにつき 0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあつては試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号。以下「平成9年環境庁告示第10号」という。）付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき 0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1 ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミ リグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき 0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき 0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき 0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき 0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふつ素	検液1リットルにつき0.8 ミリグラム以下	日本産業規格K0102の34.1（日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は日本産業規格K0102の34.1.1 c）（注（2）第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁

		物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

別表第2（第7条、第9条関係）

- (1) 土砂等埋立等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられること。
- (2) 著しく傾斜をしている土地において、施工する前の地盤と埋立て等をされる土砂等との接する面が滑り面とならないように当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられること。
- (3) 土砂等による埋立て等の高さ及び法面の勾配は、次の表のとおりとする。

土砂等による埋立て等の高さ	法面の勾配
15メートル超	安定計算を行い、安全が確保される勾配
15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配
5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配

- (4) 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- (5) 土砂等による埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあつては、土砂による埋立て等の高さ5メートルごとに幅1メートル以上の段を設けること。
- (6) 土砂等による埋立て等の完了等の後に地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。
- (7) 土砂等による埋立て等の完了後の法面は、石張り、芝張り、モルタルの

吹付け等によつて風化その他の浸食から保護する措置が講じられること。

(8) 湧水の多い土地に土砂等による埋立て等を行う場合にあつては、有孔管等による排出施設を設け、雨水等を適切に排水しなければ埋立て等を行う土砂等が流出し、又は災害が発生するおそれがある場合にあつては、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。

別表第3 (第19条関係)

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	日本産業規格K0102の38.1.2(日本産業規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、日本産業規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、日本産業規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機燐	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	日本産業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	日本産業規格K0102の65.2(日本産業規格K0102の65.2.7を除く。)に定める方法
砒素	日本産業規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
PCB	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	日本産業規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロ	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法

ロエタン	
1, 1—ジクロ ロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2—ジクロ ロエチレン	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1—ト リクロロエチ レン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2—ト リクロロエタ ン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエ チレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロ エチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3—ジクロ ロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカル ブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	日本産業規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふつ素	日本産業規格K0102の34.1（日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は日本産業規格K0102の34.1.1c）（注（2）第3文及び日本産業規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認

	した場合にあつては、これを省略することができる。) 及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	日本産業規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格K0102の12.1に定める方法又は昭和49年環境庁告示第64号に定める方法

備考

- 1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 2 この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。

別記様式第1号（第4条関係）

地方公共団体に準ずる者の認定申請書

年 月 日

榛東村長 様
主たる事務所の所在地
申請者 名称及び代表者の氏名 印
電話番号

榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第4条第2項の規定による地方公共団体に準ずる者の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 申請者への資本金、基本金その他これらに準ずる出資の受入総額及び出資者の地方公共団体別の出資金額
(1) 出資の受入総額 千円（ 年 月 日現在）
(2) 地方公共団体別の出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

- 2 土砂等による埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為
(2) 法人の登記事項証明書
(3) 土壌の汚染の防止を適確に行うことができることを証する書類

別記様式第2号（第7条関係）

年 月 日

榛東村長 様

住所
届出者 氏名
(法人にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及びその代表者の氏名)
電話番号

埋立等事業に係る土砂等搬入計画届出書

榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

埋立て等の目的		
埋立等区域の位置及び面積	位置	面積（実測） m ²
埋立等事業を行う期間	年 月 日から	年 月 日まで
埋立等区域に搬入する土砂等の数量	m ³	
埋立等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画		
その他		

備考 欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。
添付書類

- (1) 埋立等区域の位置を示す図面
- (2) 埋立等区域の付近の見取図
- (3) 届出者が個人である場合にあつては、届出者の住民票の写し
- (4) 申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書及び法人の役員
全員の住民票の写し
- (5) 埋立等区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (6) 埋立等区域の計画平面図、計画断面図
- (7) 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- (8) 2方向以上から撮影した埋立等区域の現況写真
- (9) その他村長が必要と認める書類

別記様式第3号（第10条関係）

年 月 日

榛東村長 様

住所
届出者 氏名
（法人にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及びその代表者の氏名）
電話番号

小規模埋立等事業に係る土砂等搬入計画変更届出書

榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例第9条の規定により、埋立等事業に係る土砂等の搬入計画の変更について、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出年月日	年 月 日	
	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		

備考

- 1 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第7条第2項各号に掲げる書類のうち変更に係る事項に関するものを添付すること。
- 2 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例第9条第2項の規定による届出にあつては、規則第10条第3項各号に掲げる書類を添付すること。

別記様式第4号（第12条関係）

年 月 日

榛東村長 様

住所
届出者 氏名
(法人にあっては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及びその代表者の氏名)
電話番号

土砂等搬入届出書

榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定により届け出た土砂等の搬入計画に係る土砂等の搬入を行いたいので、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出年月日	年 月 日
今回の届出に関する土砂等の排出場所及び土砂等を排出する者	(排出場所) 所在地 工事名 (排出する者) 住所 氏名 (法人にあっては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及びその代表者の氏名) 電話番号
搬入しようとする土砂等の予定量	合計 m ³
添付書類	1 土砂等排出元証明書（様式第5号） 2 土壌検査の試料を採取した位置図 3 土壌検査の試料を採取した現場写真 4 検体試料採取調書（様式第6号） 5 土壌検査証明書（様式第7号）

備考 この届出書は、土砂等を搬入しようとする日の10日前までに提出すること。

別記様式第5号（第12条関係）

年 月 日

榛東村長 様

住所
土砂等の排出者 氏名
(法人にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及びその代表者の氏名)
電話番号

土砂等排出元証明書

榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定により届け出た土砂等の搬入計画について、埋立等区域に搬入する土砂等は、次の工事施工場所から排出したものであること及び当該土砂等が性状基準に適合していることを証明します。

工事名	
工事施工場所	
工事発注者	
工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日
工事に係る土砂等の総排出量及び当該小規模埋立等事業区域搬入予定量	総排出量 m^3 当該小規模埋立等事業区域搬入予定量 m^3
今回の証明に係る土砂等の排出量	m^3
今回の証明に係る土砂等の性状	第一種建設発生土 第二種建設発生土 第三種建設発生土
今回の証明に係る土砂等を運搬する者	住所 氏名 (法人にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及びその代表者の氏名)
今回の証明に係る土砂等による埋立て等を行う小規模特定事業の許可を受けた者	住所 氏名 (法人にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及びその代表者の氏名)

備考 今回の証明に係る土砂等の性状の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1上欄の区分のうち該当するものを丸で囲むこと。

別記様式第6号（第12条、第20条関係）

年 月 日

住所
届出者 氏名
（法人にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及びその代表者の氏名）
電話番号

住所
採取者 所属
職 氏名
電話番号

検体試料採取調書

別添の検査証明書の検体試料を次のとおり採取しました。

検体区分	
報告区分	土壌検査（搬入・定期・廃止・完了） 水質検査（定期・廃止・完了）
採取年月日	
採取時の天候	
土壌検査の場合の 採取深度	

備考 検体区分の欄には、この調書に係る土壌検査証明書又は水質検査証明書に記載された検体番号等を記載すること。

別記様式第7号（第12条、第20条関係）

様 分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士 土壤検査証明書	年 月 日			
年 月 日に依頼のあった検体について、土壤の汚染に係る環境基準について （平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、計量した結果を次の とおり証明します。				
（検体番号 ）				
項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/l		0.003	
全シアン	mg/l		不検出	
有機燐	mg/l		不検出	
鉛	mg/l		0.01	
六価クロム	mg/l		0.05	
砒素	mg/l		0.01	
総水銀	mg/l		0.0005	
アルキル水銀	mg/l		不検出	
P C B	mg/l		不検出	
ジクロロメタン	mg/l		0.02	
四塩化炭素	mg/l		0.002	
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	mg/l		0.002	
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	
トリクロロエチレン	mg/l		0.01	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	
チウラム	mg/l		0.006	
シマジン	mg/l		0.003	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	
ベンゼン	mg/l		0.01	
セレン	mg/l		0.01	
ふっ素	mg/l		0.8	
ほう素	mg/l		1	
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05	
農用地（田に限る。）	砒素	mg/kg	15	含有 試験
	銅	mg/kg	125	
備考				

別記様式第8号（第12条関係）

年 月 日

様

住所

証明者 氏名

（法人にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及びその代表者の氏名）

電話番号

土砂等に係る売渡し・譲渡証明書

榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項により届け出た土砂等の搬入計画に係る埋立等区域に搬入する土砂等については、砕石法又は砂利採取法に基づく採取計画の認可等を受けている下記の採取場所から採取された土砂等であることに相違ありません。

認可採取場所在地	
採取計画認可番号	
認可期間	年 月 日から 年 月 日まで
認可採取量	m ³
売渡し又は譲渡の数量	m ³
売渡し又は譲渡の期間	年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第9号（第14条関係）

年 月 日

榛東村長 様

住所
届出者 氏名
(法人にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及びその代表者の氏名)
電話番号

小規模埋立等事業完了届出書

榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定により届け出た土砂等の搬入計画（同条例第9条第1項の変更を届け出た場合にあっては、当該変更後の搬入計画を含む。）に係る埋立等事業を完了したので、同条例第11条第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出年月日	年 月 日
計画期間	年 月 日から 年 月 日まで
完了年月日	年 月 日

備考 完了した埋立等事業区域の出来形に関する図面を添付すること。

年 月 日

榛東村長 様

住所
届出者 氏名
(法人にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及びその代表者の氏名)
電話番号

小規模埋立等事業廃止（休止）届出書

榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定により届け出た土砂等の搬入計画（同条例第9条第1項の変更を届け出た場合にあつては、当該変更後の搬入計画を含む。）に係る埋立等事業を廃止（休止）したので、同条例第11条第1項第1号の規定により、次のとおり届け出ます。

搬入計画の届出年月日	年 月 日
計画期間及び廃止年月日又は休止期間	計画期間 年 月 日から 年 月 日まで 廃止年月日 年 月 日 (休止期間 年 月 日から 年 月 日まで)

備考 埋立等事業区域の出来形に関する図面を添付すること。

別記様式第11号（第14条関係）

年 月 日

榛東村長 様

住所
届出者 氏名
（法人にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及びその代表者の氏名）
電話番号

小規模埋立等事業再開届出書

榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可（同条例第9条第1項の変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を含む。）に係る小規模埋立等事業を再開したいので、同条例第11条第1項第2号の規定により、次のとおり届け出ます。

許可を受けた年月日及び許可の番号	年 月 日
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
再開年月日	年 月 日

別記様式第12号（第20条関係）

年 月 日

榛東村長 様

住所
報告者 氏名
(法人にあつては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及びその代表者の氏名)
電話番号

埋立等区域内土壤検査等報告書

榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例第16条第1項の規定による埋立等区域内土壤検査等の結果を次のとおり報告します。

搬入計画の届出年月日	年 月 日
土砂等又は排出水の採取地点	別添位置図、現場写真及び検体試料採取調書（様式第5号）のとおり
土壤に係る検査証明書	別添のとおり
水質に係る検査証明書	別添のとおり

備考 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第13号（第20条関係）

様 分析機関名 代表者 所在地 電話番号 環境計量士 水質検査証明書	年 月 日		
年 月 日に依頼のあった検体について、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表1に定める方法及び環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）により、計量した結果を次のとおり証明します。			
（検体番号 ）			
項目	単位	測定値	測定方法
カドミウム	mg/l		
全シアン	mg/l		
有機燐	mg/l		
鉛	mg/l		
六価クロム	mg/l		
砒素	mg/l		
総水銀	mg/l		
アルキル水銀	mg/l		
PCB	mg/l		
銅（農用地（田）に限る。）	mg/l		
ジクロロメタン	mg/l		
四塩化炭素	mg/l		
1,2-ジクロロエタン	mg/l		
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		
トリクロロエチレン	mg/l		
テトラクロロエチレン	mg/l		
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		
チウラム	mg/l		
シマジン	mg/l		
チオベンカルブ	mg/l		
ベンゼン	mg/l		
セレン	mg/l		
ふっ素	mg/l		
ほう素	mg/l		
水素イオン濃度	pH		
備考			

別記様式第14号(第23条関係)

小規模埋立等事業改善命令書

第 号
年 月 日

様

榛東村長

印

あなたが榛東村 〇〇〇〇の土地で行っている
については、榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例第19条の規定により、次のとおり改善するよう命ずる。

- 1 命令の内容
- 2 履行期限
- 3 命令の理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、榛東村長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に榛東村を被告として（訴訟において榛東村を代表する者は榛東村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 正当な理由があるときは、上記1及び2の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第15号(第25条関係)

小規模埋立等事業措置命令書

第 号
年 月 日

様

榛東村長

印

あなたが榛東村 〇〇〇〇の土地で行っている
については、榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例第2
1条の規定により、次のとおり措置を命ずる。

- 1 措置の内容
- 2 措置完了期限
- 3 措置の理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、榛東村長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に榛東村を被告として(訴訟において榛東村を代表する者は榛東村長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 正当な理由があるときは、上記1及び2の期間を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第16号（規格6センチメートル×9センチメートル）（第26条関係）

（表）

身分証明書		第 号
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">縦 3 cm</p> <p style="text-align: center;">横 2 cm</p> </div>	<p>所属</p> <p>職名</p> <p>氏名</p>	<p>年 月 日生</p>
<p>上記の者は、榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例第23条第2項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。</p>		
<p>年 月 日</p>		<p>榛東村長 印</p>

（裏）

榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例抜粋

（報告の徴収及び立入検査等）

第23条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域又は小規模特定事業区域の土地の所有者、土砂等を排出する者その他の土砂等による埋立て等に関係する者に対し、土砂等による埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 村長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域若しくは土砂等による埋立て等を行う者、埋立て等に係る土砂等を運搬する者、土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域の土地の所有者若しくは土砂等を排出する者の事務所、事業所その他土砂等による埋立て等に関係のある場所に立ち入り、埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限の分量に限り土砂等埋立等区域若しくは小規模特定事業区域の土砂等を取去させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(4) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第23条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（両罰規定）

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

